

松戸市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険制度等の対象にならない在宅療養を行う若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送れるよう、在宅サービス利用に要した費用の一部を補助すること（以下「支援事業」という。）により、若年がん患者及びその家族の負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、若年のがん患者とは、40歳未満の者であって、がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより治癒を目的とした治療を行わないものに限る。）にり患しているものと定める。

（利用対象者）

第3条 支援事業による補助金の対象となる者（以下「利用対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1)本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2)若年のがん患者であること。
- (3)在宅生活の支援や介護が必要であること。

（支援事業の対象経費）

第4条 支援事業による補助の対象となる経費は、利用対象者を介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者とみなしたならば適用される次に掲げるサービス（以下「サービス」という。）の利用に要した費用とする。

(1)訪問介護

介護保険法第8条第2項の訪問介護に相当するサービス

(2)訪問入浴介護

介護保険法第8条第3項の訪問入浴介護に相当するサービス

(3)ケアマネジャー（介護支援専門員）による支援事業の使用にあたる際の
居宅サービス計画の作成に係る費用

(4)福祉用具の貸与

介護保険法第 8 条第 12 項の福祉用具の貸与に相当するサービス

(5)福祉用具の購入

介護保険法第 8 条第 13 項の購入に相当するサービス

(6)支援事業の申請に必要な医師の意見書作成に係る費用

(7)通院等に係るタクシー運賃

(支給の制限)

第 5 条 利用対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を支給しない。

(1)サービスの利用に係る利用料（以下「利用料」という。）について、他の事業において、前条に規定するサービスと同様のサービスを利用している者又は利用することができる者

(2)前項の他の事業とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条に掲げる障害福祉サービス若しくは同法第 7 7 条に規定する地域生活支援事業及び小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付、その他の規則等で定める事業とする。

(3)その他市長が補助金の支給を不相当と認めるとき。

(サービス提供事業者)

第 6 条 第 4 条に掲げるサービスについては、次の各号に掲げる要件に該当すること。

(1)第 4 条第 1 項から第 5 項に掲げるサービスについては、介護保険法に基づく介護保険指定事業者の指定を受けた事業者等とする。

(2)第 4 条第 6 項に掲げるサービスについては、対象者の主治医の在籍する医療機関とする。

(3)第 4 条第 7 項に掲げるサービスについては、関係法令に遵守した事業者とする。

(補助金の額)

第 7 条 第 4 条に掲げる利用料のうち、補助金の額は、次に掲げるものとする。ただし、第 5 条に掲げる、他の事業で同様のサービスを受けている場合は、次の第 1 項①、②のとおり、当該利用料は対象外とする。

(1)1 か月当たりの利用上限額（基準額）を 80,000 円とし、10 分の 9

に相当する額の 72,000 円を補助上限額とする。(当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

ただし、第 4 条第 6 項「支援事業の申請に必要な医師の意見書作成に係る費用」は、利用料上限額の内 5,000 円までとする。第 4 条第 7 項「通院等に係るタクシー運賃」は利用料上限額の内 20,000 円までとする。

- ① 障害福祉サービスは利用できるが、「福祉用具の貸与」が障害福祉サービスに該当がないため、支援事業で第 4 条第 4 項に掲げるサービスを利用する場合、1 か月あたりの利用上限額は 60,000 円とする。
- ② 障害福祉サービス若しくは小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付を利用している、又はいずれも利用していないが利用できる方が、支援事業で第 4 条第 6 項及び 7 項に掲げるサービスのみ利用する場合、1 か月あたりの利用上限額は 25,000 円とする。

(2) 利用対象者の自己負担額は、前項の各サービスの利用料の 10 分の 1 に相当する額及び各サービスの利用上限額(基準額)を超えた金額となる。

(3) 前第 1 項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者については、利用料の 10 分の 10 に相当する額とし、1 か月当たりの補助金の上限額は 80,000 円となる。ただし、第 4 条第 6 項及び第 7 項の利用料上限額は前第 1 項に準ずる。自己負担額は、各サービスの利用上限額(基準額)を超えた金額とする。

(利用申請)

第 8 条 この事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、松戸市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書(第 1 号様式)に、松戸市若年がん患者在宅療養支援事業の利用に係る主治医意見書(第 2 号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、住民票の写しについては、申請者の同意を得て市長が公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略することができる。

2 松戸市若年がん患者在宅療養支援事業の利用に係る主治医意見書(第 2 号様式)については、やむを得ない場合には申請書の提出日後に提出する

ことができる。その場合、市は主治医の在籍する医療機関に意見書作成の依頼状況及び利用対象者の病状等を確認することに同意を得る。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに、利用の可否を決定し、第3条に規定する利用対象者に該当すると認めるときは、松戸市若年がん患者在宅療養支援事業利用決定（却下）通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

（変更、中止の届出）

第9条 申請者は、支援事業の利用期間中において、次の各号のいずれかに該当したときは、松戸市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更（中止）届出書（第4号様式）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1)住所等申請内容に変更が生じたとき
- (2)支援事業を利用する必要がなくなったとき
- (3)第3条各号に定める、利用対象者に該当しなくなったとき

（対象サービスの利用開始）

第10条 第4条第1項から第5項に掲げるサービスの利用開始は、事前に申請者とサービス提供事業者の間でサービス内容について協議した上で、必要に応じて契約等を行い、申請者がサービス提供事業者へ依頼し開始する。

（交付申請及び請求）

第11条 第8条第3項の規定による決定を受けた者は、第4条に掲げるサービスを利用した日から起算して1年以内に、月単位又は複数月を月単位に取りまとめて、松戸市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付申請書兼請求書（第5号様式）、サービス利用報告書（第5号様式別紙）に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。また、利用料は、第8条第1項の規定による利用申請書（第1号様式）があった日の属する月の1日付けまでさかのぼり支援事業の対象とすることができる。

- (1)領収書
- (2)利用内容が確認できる明細書の写し(サービス提供事業者から発行され

たもの：利用日、内容、回数、金額等が確認できるもの)

(3)通院等に係るタクシー運賃の場合、通院に利用したことを確認できる書類の写し(運賃の領収書、診療報酬明細書の写し)

(4)委任状(第6号様式)

第8条第1項の規定による利用申請書(第1号様式)の受任者(乙)に記載した以外の者が申請する場合は提出すること。

(5)受領委任払い同意書(第7号様式)

受領委任払いの場合：申請者がサービス提供事業者から同意を得た上で提出すること。

2 交付の請求は、次のいずれかの方法を選択できる。

(1) 償還払い

申請者は、サービス提供事業者から請求された額をいったん全額支払う。その後、市は、申請者からの請求を受け補助額を支払う。

(2) 受領委任払い

- ① 申請者は、サービス提供事業者に自己負担金を支払う。その後、市は、サービス提供事業者からの請求を受け、補助額を支払う。
- ② 申請者は、サービス提供事業者から、受領委任払いが可能であることの同意書(受領委任払い同意書(第7号様式))を市に提出すること。
- ③ 第4条第6項のサービスは対象外とする。

(交付の決定)

第12条 市長は、前条の規定による交付申請及び請求があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、松戸市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付決定(却下)通知書(第8号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた、又はこの要綱に違反したと認められるとき

は、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第 14 条 この要綱定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 令和 5 年 4 月 1 日からこの要綱の施行の日の前日までの間に第 4 条に掲げるサービスを利用した者については、令和 5 年 4 月 1 日までさかのぼり支援対象とすることができる。